

答 申

1 審査会の結論

(1) 諮問第40号について

「私が県男女共同参画センター情報ライブラリーの司書へ提出したレファレンス依頼がどのように処理されたのかが分かるもの（当該依頼書を含む）」（以下「本件対象保有個人情報1」という。）につき、埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が平成22年11月25日付けで行った開示決定は妥当である。

(2) 諮問第49号について

「① 私が県男女共同参画センター情報ライブラリーの司書へ提出したレファレンス依頼がどのように処理されたのかが分かるもの。② 当該依頼書。」（以下「本件対象保有個人情報2」という。）につき、実施機関が平成23年7月29日付けで行った開示をしない旨の決定は妥当である。

2 異議申立て及び審査の経緯

(1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、埼玉県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、平成22年11月15日付けで保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求1」という。）を行った。

これに対し実施機関は、条例第21条第1項の規定に基づき、平成22年11月25日付け男女セ第385号で保有個人情報の開示決定（以下「本件処分1」という。）を行い、申立人に通知した。

(2) 申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、実施機関に対し、平成22年12月22日付けで本件処分1に対する異議申立て（以下「本件異議申立て1」という。）を行った。

(3) 当審査会は、本件異議申立て1について、平成23年1月14日、実施機関から条例第41条の規定に基づく諮問（以下「諮問1」という。）を受けた。

(4) 当審査会は、本件異議申立て1について、平成23年3月10日、実施機関から理由説明書の提出を受けた。

(5) 当審査会は、本件異議申立て1について、平成23年3月14日、申立人から意見

書の提出を受けた。

- (6) 当審査会は、本件異議申立て1について、平成23年5月30日、実施機関からの意見聴取を行った。
- (7) 当審査会は、本件異議申立て1について、平成23年6月16日、実施機関から補充の理由説明書の提出を受けた。
- (8) 当審査会は、本件異議申立て1について、平成23年7月15日、申立人から補充意見書の提出を受けた。
- (9) 申立人は、条例第15条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、平成23年7月15日付けで保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求2」という。）を行った。これに対し実施機関は、条例第21条第1項の規定に基づき、平成23年7月29日付け男女セ第165号で保有個人情報の開示をしない旨の決定（以下「本件処分2」という。）を行い、申立人に通知した。
- (10) 申立人は、本件異議申立て1について、実施機関に対し、平成23年8月1日付けで異議申立ての趣旨の変更申立てを行った。
- (11) 申立人は、行政不服審査法に基づき、実施機関に対し、平成23年8月1日付けで本件処分2に対する異議申立て（以下「本件異議申立て2」という。）を行った。
- (12) 当審査会は、本件異議申立て1について、平成23年8月25日、申立人による口頭意見陳述の聴取を行った。
- (13) 当審査会は、本件異議申立て2について、平成23年8月31日、実施機関から条例第41条の規定に基づく諮問（以下「諮問2」という。）を受けた。
- (14) 当審査会は、本件異議申立て1及び2について、平成23年9月26日、実施機関からの意見聴取を行った。
- (15) 当審査会は、諮問1及び2について、平成23年10月3日付けで事件の併合を行い、実施機関及び申立人に通知した。

3 申立人の主張の要旨

(1) 本件異議申立て1の要旨

ア 申立人が平成〇〇年〇月21日に埼玉県男女共同参画推進センター（以下「センター」という。）情報ライブラリーの窓口においてレファレンスを依頼した、名前・ファクス番号・依頼の内容が記載されたメモ用紙（以下「本件レファレンス依頼メモ」という。）をセンターの事業コーディネーターが持っていたという事実が存在する。

イ 実施機関は本件レファレンス依頼メモの受理事実そのものについては「受け取っていない」と否認しているが、なぜ受け取らなかったのか、理由説明書等にもその説明はない。本件レファレンス依頼メモを「受け取っていない」のであれば、不開示理由を記載しなければならない。

ウ 開示された「リクエスト（予約）カード」及び「埼玉県男女共同参画苦情処理年次報告書の欠号の配架を求める文書」はレファレンス依頼関係文書ではない。本件処分1においては、誤った文書特定がなされた。

したがって、本件処分1を変更し、事実上の不開示情報を開示せよ。

エ 本件異議申立て1の審理において、本来的に正しく特定されるべき文書は不受理処分及び廃棄処分されている「事実」が明らかにされている。

そこで、本件異議申立て1の趣旨を「事実上の不開示情報を開示せよ」から「本件処分1を不開示決定に変更せよ」に変更する。

オ 上記のレファレンス依頼に関し、センターの事業コーディネーターが申立人に対して「どちらの（審議会の）方か、何を目的として求めたレファレンスなのか、どのような立場からの研究か、調べたことを何に使うのか」等といったセンシティブな個人情報を取得しようとしたことは、個人情報保護条例に照らして著しく不適切な職務行為である。

カ 開示請求内容の不正確な理解と誤った文書特定は、個人情報保護制度の形骸化につながりかねない。

キ センター情報ライブラリーのレファレンス関係文書の保存・作成・整理は著しく不適切な管理におかれてきた。

ク レファレンス関係の個別フォルダーを設定し、ファイル基準表を個人情報保護の観点から見直せ。

(2) 本件異議申立て2の要旨

ア 「私が県男女共同参画センター情報ライブラリーの司書へ提出したレファレンス依頼がどのように処理されたのかが分かるもの」(以下「本件レファレンス処理記録」という。)は埼玉県文書管理規則第5条の「軽易なもの」に該当すると実施機関は主張するが、その理由が何も説明されていない。

イ 本件レファレンス依頼メモは受領していないと実施機関は主張しているが、その経緯と理由が何も説明されていない。

ウ 本件処分2には、理由提示義務を懈怠した瑕疵がある。

4 実施機関の主張の要旨

(1) 本件異議申立て1について

ア 本件開示請求1は、「私が県男女共同参画センター情報ライブラリーの司書へ提出したレファレンス依頼がどのように処理されたのかが分かるもの（当該依頼書を含む）」として、申立人がセンター情報ライブラリーに対しレファレンスを依頼した際の一切の記録の開示を求めたものである。

実施機関は本件開示請求1をうけ、申立人の個人情報を含む図書や資料に関する調査・相談の記録を検索した結果、平成〇〇年〇月18日の申立人によるレファレンス依頼の際に受け取ったメモ等及び平成〇〇年〇月2日の申立人によるレファレンス依頼の際に作成したリクエストカードを本件対象保有個人情報1として特定し、その全てを開示している。

イ 本件レファレンス依頼メモに係るレファレンス依頼について、申立人は平成〇〇年〇月21日に行ったと主張しているが、職員の勤務整理簿等で確認した結果、平成〇〇年〇月22日の出来事と思われる。担当職員によれば、本件レファレンス依頼メモは審議会における女性の比率についての論文を求める趣旨のものであり、レファレンス依頼に応じるため担当職員が見てはいるが受け取ってはいない。

なお、担当職員は「審議会女性比率」と走り書きしたメモを別途作成し、事業コーディネーターにレファレンス対応を引き継いでおり、このメモについては平成22年6月初め頃に廃棄済である。

ウ 平成〇〇年〇月22日のレファレンス依頼の際、センターの事業コーディネーターが申立人に対して行った質問は、申立人が求める審議会における女性の比率についての論文を再検索するためのものである。

エ センター情報ライブラリーでは、次のようにレファレンスに係る個人情報を管理している。

- ① 情報ライブラリーの蔵書の貸出しについてのレファレンスの際にはリクエストカードを作成し、統計処理上の必要から1年間保存し、廃棄している。
- ② 情報ライブラリーの蔵書以外の資料についてのレファレンスの際には必要に応じメモを利用して対応し、レファレンスが完了した時点で原則として廃棄している。

なお、本件で開示した平成〇〇年〇月18日付けのレファレンス依頼メモについては、配架すべき定期刊行資料の欠号補充を要望するものであったため、例外的に

配架担当の職員が保管していたものである。

(2) 本件異議申立て2について

ア 本件開示請求2は、「① 私が県男女共同参画センター情報ライブラリーの司書へ提出したレファレンス依頼がどのように処理されたのかが分かるもの」と「② 当該依頼書」をそれぞれ開示するよう求めたものである。

本件開示請求2に係るレファレンス依頼については、本件異議申立て1の審理の過程において、申立人が審議会における女性の比率についての論文を求める趣旨で平成〇〇年〇月22日に行ったものと明らかになったことから、「本件レファレンス処理記録」と「本件レファレンス依頼メモ」を特定し、検索を行った。

イ 本件レファレンス処理記録については、埼玉県文書管理規則第5条は「本庁及び地域機関の事案の処理に当たっては、軽易なものを除き、処理内容等を記録した文書等を作成しなければならない。」としており、レファレンスへの対応は処理に決裁を要しない「軽易なもの」に該当し処理記録は作成していないため、不存在である。

ウ 本件レファレンス依頼メモについては、聞き取りにより処理できるレファレンス依頼については文書を求めておらず、本件の場合においても受け取っていないため、不存在である。

以上のことから、開示をしない旨の決定を行った。

5 審査会の判断

(1) 本件異議申立て1について

ア 本件対象保有個人情報1の特定について

本件開示請求1の開示請求書の記載内容は、「私が県男女共同参画センター情報ライブラリーの司書へ提出したレファレンス依頼がどのように処理されたのかが分かるもの（当該依頼書を含む）」というものである。これに対し実施機関は、平成〇〇年〇月18日に申立人から受け取ったメモ等及び平成〇〇年〇月2日に申立人の依頼により作成したリクエストカードを本件対象保有個人情報1として特定した。

本件開示請求1にはレファレンスの内容や依頼日時に関する記載が存在しなかったため、実施機関はセンター情報ライブラリーの利用に関する全ての記録を検索し、保有する可能な限り多くの個人情報を対象保有個人情報として特定しており、実施機関の対応には特段の問題点は認められない。

イ 本件レファレンス依頼メモについて

当審査会は、本件の審理のため実施機関に対し、申立人が審議会における女性の比率についての論文を求める趣旨で行ったレファレンスの処理状況を確認した。

実施機関によれば、センター情報ライブラリーでは、蔵書以外の資料を探すレファレンスに対応する場合は情報処理端末にキーワードを入力し検索しており、聞き取りにより処理できる場合には依頼者に文書を提出することを求めている。本件の場合、対応した担当職員が検索のため本件レファレンス依頼メモを見てはいるが受け取ってはならず、他の職員に再検索を引継ぐために「審議会女性比率」と走り書きしたメモを作成したが、既に廃棄済であるとのことであった。

情報処理端末を利用し資料を探す場合には、キーワードさえ判明すれば検索は可能であることから、聞き取りにより処理できるレファレンス依頼については依頼者に文書を提出することを求めておらず、本件レファレンス依頼メモを見てはいるが受け取ってはいないという実施機関の説明には特に不自然・不合理な点は認められない。

また、担当職員が他の職員に再検索を引継ぐために作成したメモについては、伝言のためのメモであり、用済後の平成22年6月初め頃に廃棄済であるとの実施機関の説明には特に不自然・不合理な点は認められない。

なお、申立人は、本件異議申立て1について、「事実上の不開示情報を開示せよ」という異議申立ての趣旨を「本件処分1を不開示決定に変更せよ」という趣旨に変更した。これは、実施機関が本件開示請求1に対する本件処分1では開示決定を行い、ほぼ同じ内容の本件開示請求2に対する本件処分2では不存在を理由とする不開示決定を行ったことによるものである。

しかし、本件開示請求1においては、上記のとおり開示請求に係るレファレンスの内容や依頼日時が示されていなかったことから、実施機関は申立人に係る全ての保有個人情報を検索・特定して開示決定を行ったのに対し、本件開示請求2においては、開示請求に係るレファレンスの内容や依頼日時が事実上実施機関に示されていたことから、不存在を理由とする不開示決定を行ったものであり、この点においても本件処分1を変更すべき理由は認められない。

以上のことから、本件処分1は妥当である。

(2) 本件異議申立て2について

ア レファレンス処理記録について

埼玉県文書管理規則第5条には、「本庁及び地域機関の事案の処理に当たっては、

軽易なものを除き、処理内容等を記録した文書等を作成しなければならない。」と定められている。レファレンスへの応答は、主に依頼内容に該当する図書あるいは資料が存在するか否かという事実の確認にとどまると考えられることから、処理内容等を記録した文書等の作成を要しない軽易なものに該当すると認められる。

したがって、レファレンス処理記録が作成されず、存在しないとの実施機関の説明には特に不自然・不合理な点は認められない。

イ 本件レファレンス依頼メモについて

上記（１）イで述べたとおり、聞き取りにより処理できるレファレンス依頼に対応する場合には依頼者に文書を提出することを求めておらず、本件レファレンス依頼メモは受け取っていないという実施機関の説明には特に不自然・不合理な点は認められない。

ウ 理由提示義務について

申立人は、本件処分２には理由提示義務を懈怠した瑕疵があると主張するが、本件処分２では本件対象保有個人情報２が不存在である理由が示されており、実施機関の対応に違法又は不当な点は認められない。

以上のことから、本件処分２は妥当である。

(3) 申立人のその他の主張について

申立人が異議申立書等に種々記載したその他の主張については、上記の結論に何ら影響を及ぼすものではない。

よって、「１ 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

海老原夕美、高佐智美、松村雅生

審査会の経過

年 月 日	内 容
平成23年 1月14日	諮問を受ける（諮問第40号）
平成23年 3月10日	諮問庁から理由説明書を受理（諮問第40号）
平成23年 3月14日	申立人から意見書を受理（諮問第40号）
平成23年 5月30日	諮問庁からの意見聴取及び審議（諮問第40号）
平成23年 6月16日	諮問庁から補充の理由説明書を受理（諮問第40号）
平成23年 6月24日	審議（諮問第40号）

平成23年 7月15日	申立人から補充意見書を受理（諮問第40号）
平成23年 7月29日	審議（諮問第40号）
平成23年 8月25日	申立人による意見陳述及び審議（諮問第40号）
平成23年 8月31日	諮問を受ける（諮問第49号）
平成23年 9月26日	諮問庁からの意見聴取及び審議（諮問第40、49号）
平成23年10月 3日	事件の併合（諮問第40、49号）
平成23年10月21日	審議（諮問第40、49号）
平成23年11月21日	審議（諮問第40、49号）
平成23年12月19日	審議（諮問第40、49号）
平成24年 1月25日	審議（諮問第40、49号）
平成24年 2月 7日	答申